

## 【卒業の認定】

### 「南大阪看護専門学校 学則（抜粋）」

#### 第 9 条（授業科目・単位数・時間数）

授業科目及び単位数・時間数は別表の 1（割愛）のとおりとする。

#### 第 23 条（卒業）

卒業の要件は次のとおりとする。学校運営会議で卒業を許可された者に別記による卒業証書を授与する。

- （1） 第 9 条に定める単位すべて認定された者
- （2） 学校が別に定める時間数の 3 分の 2 以上を出席している者

### 「南大阪看護専門学校 学則施行細則（抜粋）」

#### 第 13 条（卒業の認定）

学則第 23 条による卒業の認定は、成績評価及び出席状況等により成績審査会（卒業審査会議）の審議を経て、学校運営会議に諮る。

2. 学校長は、学則第 9 条別表 1 に定める授業科目を履修し、102 単位を修得した者について、卒業を認定する。
3. 欠席日数が、出席すべき日数の 3 分の 1 を超える者については、卒業を認めないものとする。